株式会社 第四北越銀行

外国為替取引に関するお客さまへのお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行は、「外国為替及び外国貿易法」(以下、外為法)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や米国OFAC規制等の各国関連法規則を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散防止対策に取り組んでおります。

つきましては、外国為替取引をご依頼の際は、以下の《主な規制対象取引》に記載した外為法や米国OFAC規制等の各国関連法規制の対象取引に該当しないこと(もしくは当局による許可・承認を受けていること)等をご確認のうえ、お手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

また、お取引に関する目的、資金原資、送金の相手方とのご関係、資金の使途などを厳正に確認するため、ご説明や資料のご提示をお願いしております。当行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料のご提示の結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

《主な規制対象取引》

1. 外為法に基づく規制

(1) 経済制裁対象者関連の規制

北朝鮮のミサイルまたは大量破壊兵器計画に関連する者、タリバーン関係者等、テロリスト等、クリミア自治共和国および セヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」またはウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者などを依頼人 または受取人とする取引

※外為法の経済制裁措置及び対象者は、随時更新されております。

最新の内容は、以下のURLまたは右のQRコードより、財務省のホームページ等をご確認ください。

 $\underline{\text{https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html}$

(2) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」※

- ①北朝鮮に住所・居所を有する個人、主たる事務所を有する法人・団体に対する支払
- ②北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体の外国にある支店・出張所・事務所に対する支払
- ③上記①により実質的に支配されている法人・団体に対する支払
 - ※当該規制には、国籍を偽った北朝鮮 IT 労働者への支払いを含みます。

(3) 資金使途規制

- ①対北朝鮮制裁…北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引または行為に係るもの
- ②対イラン制裁・・・イランの核活動等に関連する活動に寄与する目的で行う取引または行為に係るもの

(4) 対外直接投資規制

居住者が他の居住者または非居住者と共同して設立する組合その他の団体(外為省令第21条 に定める対外直接投資の事前届出業種に該当する事業を行うものに限る)による外国における事業活動(漁業、武器の製造業、麻薬等の製造業、皮革・皮革製品の製造業、武器製造関連設備の製造業)に充てるための支払

(5) 北朝鮮との「貿易に関する支払規制」

- ① 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入に係る支払
- ② 貨物の原産地、船積地域または仕向地が北朝鮮である仲介貿易取引

2. 外為法に基づくウクライナ情勢をめぐる措置

※各国関連法規制等により、ロシア・ベラルーシ等に関連するお取引は受付できない場合がございます。

(1) 特定の個人・団体に対する資産凍結等の措置

資産凍結等の措置の対象となるロシアおよびベラルーシの団体(ロシア中央銀を除く)により株式の総数又は出資の総額の50%以上を直接所有されている団体も対象。これらの団体には、ロシアまたはベラルーシの銀行が含まれており、制裁対象銀行を経由する仕向・被仕向送金については、基本的に当該銀行への支払を伴うことになるため、措置の対象となります。

(2) ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等の禁止措置

- (1) ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得または譲渡
- ② ロシア政府等その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集
- ③ ロシアの特定銀行(当該銀行により株式総数または出資総額の50/100 以上を直接に所有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く)を含む)による本邦における証券の発行または募集
- ④ 上記②及び③に掲げる発行または募集のための労務又は便益の提供

(3) 特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置(以下は規制の一部を記載しています)

- ① ウクライナ(クリミア自治共和国、セヴァストーポリ特別市、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)を原産地及び 仕向地とする場合に限る)との輸出入を禁止する措置
- ② ロシア及びベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出禁止措置
- ※上記輸出入は、経済産業局等当局による許可・承認が必要となりますのでご注意ください。

(4) 特定技術の提供、特定団体への技術提供、ロシア連邦向け特定サービスの提供の禁止措置

- ① ロシア及びベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ② ロシア及びベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ③ ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務または便益の提供
- ④ ロシアの法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業に係る労務または便益の提供
- ※上記①・②は公知の技術を提供するものを除く。
- ※上記③・④は本邦居住者による出資比率が10%以上の法人等、本邦居住者との間に永続的な経済関係がある法人等に対し提供するものを除く。

(5) ロシアに対する対外直接投資の禁止措置

- ① ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資
- ② ロシアの法人等及びロシアの法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資
- ※出資比率が10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金 銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が規制の対象。居住者が非居住者と共同設立する組合その他団体へ の上記①・②の支払も規制の対象。

(6) 上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連 するサービスの提供の禁止措置

※ウクライナ情勢をめぐる措置は、随時更新されております。

最新の内容は、以下のURLまたは右のQRコードより、

財務省・経済産業省のホームページ等をご確認ください。

務省 経済産業省

財務省 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

3. 米国OFAC 規制

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外国政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などに ついて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済 される米ドル建取引が規制の適用を受けます。**本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等** は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じ る可能性があります。

【OFAC規制による禁止取引】

米ドル建 | 以下の①、②いずれかに該当する取引

- ①お取引の関係者(※1)の所在地・関係国・関係地(※2)等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネ ツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている場合
- ②米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお 取引
 - ※1 お取引の関係者:送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、 輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等

※2 関係地:原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等

米ドル建 以外

上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)、米国法人 (米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与するお 取引

なお、お取引の受付後であってもOFAC規制に該当する恐れがある場合には、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を 行うことがございます。また、お取引内容の確認については、米国金融機関が独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を お願い致します。

OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場 合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置きください。

※OFAC規制の詳細については、以下のURLまたは右のQRコードより、 アメリカ合衆国財務省のホームページ(英文)をご確認ください。

https://ofac.treasury.gov



以上

